

令和3年

全員協議会記録

令和3年1月14日

和光市議会

全 員 協 議 会 記 録

◇開会日時 令和3年1月14日（木曜日）
午前10時00分 開会 午後 1時28分 閉会

◇開催場所 全員協議会室

◇出席議員 18名

議 長	吉 田 武 司 議員	副議長	待 鳥 美 光 議員
1 番	菅 原 満 議員	2 番	猪 原 陽 輔 議員
3 番	熊 谷 二 郎 議員	4 番	鳥 飼 雅 司 議員
5 番	内 山 恵 子 議員	6 番	齊 藤 誠 議員
7 番	伊 藤 妙 子 議員	8 番	富 澤 啓 二 議員
10 番	金 井 伸 夫 議員	11 番	赤 松 祐 造 議員
12 番	小 嶋 智 子 議員	13 番	松 永 靖 恵 議員
14 番	萩 原 圭 一 議員	16 番	富 澤 勝 広 議員
17 番	安 保 友 博 議員	18 番	齊 藤 克 己 議員

◇欠席議員 なし

◇出席説明員

市 長	松 本 武 洋	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	中 蔦 裕 猛	総 務 部 長	鈴 木 均
保健福祉部長	川 辺 聡	企画部次長兼 秘書広報課長	松 戸 克 彦
総務部次長兼 総務人権課長	亀 井 義 和	資産戦略課長	白 川 将 実
長寿あんしん 課 長	田 中 克 則	健康保険医療 課 長	渡 部 剛
資 産 戦 略 課 主 幹	岡 田 直 晃	健康保険医療 課主幹兼保健 センター所長	阿 部 剛
長寿あんしん 課 長 補 佐	上 原 弘 之	健康保険医療 課 長 補 佐	森 谷 聡 子

◇事務局職員

議会事務局長	喜 古 隆 広	議 事 課 長	末 永 典 子
--------	---------	---------	---------

議事課長補佐 本 間 修 主 任 小 林 巖

◇本日の会議に付した案件

和光市広沢地区エリアマネジメントにおける財産貸付募集要項案について

長寿あんしんプランについて

国保ヘルスプランの策定について

新型コロナウイルスワクチン住民接種事業について

午前10時00分 開会

○吉田武司議長 おはようございます。

ただいまから全員協議会を開催します。

ここで、議員の皆様に報告します。

昨日、新型コロナウイルスワクチン住民接種事業に関わる補正予算の専決について正副議長に担当所管から説明がありました。つきましては、今日の全員協議会で全議員に対し説明していただくこととしましたので了承願います。

初めに、市長より挨拶をお願いします。

松本市長。

○松本市長 皆様、明けましておめでとうございます。また、議員の皆様におかれましては、新年のお忙しい中、全員協議会を開催いただきまして誠にありがとうございます。

さて、緊急事態宣言が発令されまして、このところ、非常に厳しい状況が続いております。今、専決のお願いの話もございましたが、現実的に今、保健所のほうで濃厚接触者の決定まで3日を要しております。今、議長にも確認したんですけれども、年末の時点では、その日のうちにはある程度把握をできていたようですので、かなり状況が逼迫しておりまして、そういう中、日々市としても皆様と一緒に対策をしているところであります。ぜひ、そういった状況も踏まえて、皆様方にも御協力いただければと思います。

さて、本日は、和光市広沢地区エリアマネジメントにおける財産貸付事業募集要項案、第8期長寿あんしんプラン及び和光市国民健康保険ヘルスプラン案につきまして御説明を申し上げます。

まず初めに、和光市広沢地区エリアマネジメントにおける財産貸付事業募集要項案についてでございます。

昨年7月に策定しました和光市市庁舎にぎわいプラン基本計画に基づき、財産貸付事業者審査委員会を立ち上げ、12月に第3回委員会を実施し、募集要項案を決定いたしましたので、その内容について御説明を申し上げます。

続きまして、第8期長寿あんしんプランについてでございます。

今回の計画策定は、団塊の世代全てが75歳以上になる令和7年2025年、さらには、団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22年2040年を見据えて、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画とし、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう、医療や介護、介護予防、住まい、日常生活などの支援が地域で受けられる地域包括ケアシステムの構築推進と住民1人1人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく地域共生社会の実現を目指しております。

最後に、和光市国民健康保険ヘルスプラン案についてでございます。

この国保ヘルスプランにつきましては、医療費分析、財政推計などを行い、健康課題に対す

る保健事業を構築していくことを目的に策定するものでございます。これに合わせまして、保険税につきましても3年に一度の見直しを行うものとしたしております。これまで国民健康保険運営協議会において協議し、現在パブリックコメントを実施いたしておりますので、その内容について御説明申し上げます。

それでは、順次担当部長から御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○吉田武司議長　ここで、市長は公務のため退席します。

休憩します。（午前10時03分　休憩）

再開します。（午前10時04分　再開）

本日の案件は、和光市広沢地区エリアマネジメントにおける財産貸付事業募集要項案についてと長寿あんしんプラン策定、国保ヘルスプランの策定、追加案件として新型コロナウイルスワクチン住民接種事業についてです。

初めに、和光市広沢地区エリアマネジメントにおける財産貸付事業募集要項案について説明願います。

中蔦企画部長。

○中蔦企画部長　それでは、和光市広沢地区エリアマネジメントにおける財産貸付事業募集要項案について御説明をさせていただきます。

昨年7月に市庁舎にぎわいプラン基本計画策定委員会及びパブリックコメント等を得て、市庁舎にぎわいプラン基本計画を策定いたしました。本計画に基づき、広沢地区エリアマネジメントにおける都市再生推進法人による公有財産の活用を行うため、有識者、市内事業者及び市職員から成る財産貸付事業者審査委員会を設置し、3回の委員会を開催し、事業者選定のための募集要項案を作成いたしました。本日、全員協議会で議員の皆様にご説明させていただきます。募集要項案については、今後、意見募集を行い、市民の皆様をはじめ、参加を検討する事業者の皆様から御意見を聴取する予定であります。

それでは、和光市広沢エリアマネジメントにおける財産貸付事業募集要項案については、白川資産戦略課長から説明をさせます。よろしくお願いいたします。

○吉田武司議長　白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長　資産戦略課長、白川です。着座にて失礼いたします。

本日は、事業者募集準備を進めております和光市市庁舎にぎわいプラン財産貸付事業の事業者募集案であります、和光市広沢地区エリアマネジメントにおける財産貸付事業募集要項案について御説明をさせていただきます。

この募集要項案は、昨年12月14日に行いました第3回広沢地区エリアマネジメントにおける財産貸付事業者審査委員会にて協議された内容となります。

今後の予定としましては、本日の全員協議会で内容について御説明をさせていただきましたら、本募集要項案を意見募集という形で市民の皆様はじめ、内外に広くお示ししてまいります。意見募集を終了した後、2月中に第4回委員会を開催いたしまして、頂いた御意見なども参

考にしまして、成案化を進めてまいりたいと思います。

では、早速ですが、本日お配りした資料に基づきまして御説明をさせていただきたいと思いをます。

資料1、和光市広沢地区エリアマネジメントにおける財産貸付事業募集要項案。

目次に従いまして順を追って御説明いたします。

目次後の用語の定義につきましては、適宜御確認いただければと思います。

1 ページ、第1、募集要項の位置づけについて。

この募集要項案は、和光市広沢地区エリアマネジメントにおける財産貸付事業を実施するに当たり、その財産を借り受けるものの選定に対し、必要な事項を公表するものです。

この事業に応募するグループは、本募集要項の内容を踏まえまして必要な書類を提出すること、また、下記に示す資料は本募集要項と一体のもの、こちらは以下、募集要項等であります。

なお、募集要項等に記載がない事項につきましては、募集要項案等に関する質問に回答することとしております。

第2、事業の概要について。

事業名称は、和光市広沢地区エリアマネジメントにおける財産貸付事業。事業の目的としましては、「ふらっと立ち寄り ゆるっとつながる これからの50年を照らす庁舎」を基本理念としまして、広沢複合施設整備・運営事業の波及効果によるにぎわいの創出を図ることとしております。

3、業務内容について。

こちらは、後ほど5章でも詳しく御説明いたします。

1つ目としましては、市庁舎駐車場を運営すること。②として、市庁舎駐車場でカーシェアの営業。③として、市民広場とメインエントランス北側の市が提示する場所に移動式店舗を設置し、店舗経営者に貸出しをしていただく。4番目としまして、現保健センターを活用していただき、市内の研究機関やスタートアップ企業と協働しましてオープンイノベーションの拠点化を図っていただきます。⑤としましては、展示棟1階の現展示ホールを活用して喫茶・カフェの運営。⑥としましては、展示ホール1階の現企画展示室及び地下レストラン厨房跡地の活用をしていただきまして、貸室として運営。⑦としましては、市民広場の運営管理となります。

4、応募グループ各社の役割です。

応募グループ各社の役割につきましては、次の(1)から(3)の3社がメインの事業者となります。

(1) 資産活用会社、こちら後の都市再生推進法人となる事業者でございます。

1つ目として、市から公有財産を借り受け、各事業を運営する。あと、③としましては、市民広場の清掃、剪定、警備以外の運営管理を行っていただきます。

(2) 駐車場運営会社、こちらは資産活用会社から受託し、市庁舎駐車場を運営していただきます。また、市庁舎駐車場内にてカーシェアを運営していただきます。

(3) スタートアップ支援会社、こちらは現保健センター建物を活用していただき、ワーキングスペース・オフィスを運営、オープンイノベーションを開催していただきます。

5、財産の貸付について。

(1) 財産の貸付、こちら①各事業の開始時期につきましては、財産貸付契約締結後、資産活用会社と協議の上、決定しますが、その貸付期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日の間となります。貸付対象は5エリアとなります。市庁舎駐車場、メインエントランス北側、こちら議会棟西側ですね。駐車場一部を除く現保健センター、JAが利用しているエリアを除きました展示棟及び市民広場となります。

(2) 資産活用会社が市に支払う賃料についてです。こちら貸付料についてということで、資産活用会社が市に払う貸付賃料の額は、和光市行政財産の使用料に関する条例の第2条により算出した額を基準としまして、想定している賃料案となります。貸付財産賃料算出額、これは月額になります。減額の賃料も月額になります。公益上の減額免除を必要とする理由及び根拠を順に御説明いたします。

まず、Aの市庁舎駐車場については130万9,500円、こちらを32万円減額しております。これは全駐車車両のうち、庁用車等の関係車両であります免除対象車両の割合が約75%ということで、この分を減額しております。

Bのメインエントランス北側、こちら4万8,500円で減額等は考えておりません。

Cの現保健センター60万3,200円、こちらは使用貸借としております。これは第四次和光市総合振興計画に掲げる魅力ある新たな産業の推進における取組として免除しております。インキュベーションの卒業企業やベンチャー企業の誘致など、こちらはかなり難易度が高い事業を行うためというところでございます。

Dの展示棟は30万8,100円、こちらを21万円としております。これは展示ホール、企画展示室において選挙や市民まつりなど、公的なことで市が使用している時間割合を減額したものとなります。

Eの市民広場36万9,500円、こちらは使用貸借としております。これは常に歩行者動線を確保していただきまして、行政運営上は必要な利用を最優先するためでございます。実際、今までのこの広場機能を維持していただきまして、資産活用会社には実施事業等のイベントをやっただけであればと考えております。実際に実施する際の許可や管理をしていただくイメージとなります。

さらに、市庁舎駐車場はカーシェアを設置していただきまして、その台数に対して乗用車の利用分として減額します。

展示棟については、資産活用会社が厨房を改修した場合には、その改修費用分を減額の対象といたします。

6、貸付に関する法的根拠につきましては割愛いたします。

7、契約に関する事項について。

借受者の義務で、守秘義務や第三者への損害賠償は、借受けの責任であるなど、一般的なものを書き記させていただいております。

(2) 禁止事項、貸付財産の譲渡禁止などについて列記しておりますが、④で、市から借り受ける土地に市の承諾なしに建物は建てられないとしております。

(3) 契約の解除及び違約金、(4) 貸付期間満了時の返還については割愛いたします。

8、財産の貸付条件について。

市が貸し付ける財産の貸付状況につきましては、インフォメーション・パッケージ、後ほどこちら公表いたしますが、これによる市有財産貸借契約書案を参照にいただきまして、契約の締結に当たっては議会の議決を得るものとしております。事業終了後の措置につきましては、借受人が設置した施設は市と協議して、基本的には解体撤去、また、この解体撤去費用については事業者が積立てをする形でございます。

9、財政上及び金融上の支援に関する措置。

本事業を実施する際に、国等から財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市は選定事業者への協力を努めることとしております。

6 ページ、第3、募集及び選定に関する事項について。

募集手順について、スケジュールを中心に話したいと思っております。

令和3年1月15日金曜日、募集要項案を公表しまして、市民の皆様や事業者から御意見を頂きます。

令和3年2月8日、第4回審査委員会にて最終的な募集要項、審査基準、募集様式などの検討を行い、決定をしております。

令和3年3月19日金曜日、委員会で決定した募集要項等について公表いたします。この日から事業者の参加表明書の受付を行います。

令和3年4月1日、参加表明書の受付の締切りとなります。ここで本事業に参加意欲のある事業者が判明する形となります。事業者名はここでは公表はいたしません。

令和3年8月27日、金曜日、提案書類等の受付の締切日となりまして、参加表明書を提出した事業者が検討した提出案、具体的なものを提出する締切りとなっております。

令和3年9月、こちらは提案書類等、提出者へのヒアリングの項目を提示いたします。

同じく令和3年9月に、審査委員会によりまして、その提示した提出書類の提案書の提出者へのヒアリング及び第5回の審査委員会を行いまして、提出者への事業を検討します。

同じく令和3年9月中に優先交渉権者の決定及び公表をいたします。ここで最優先交渉権者が発表となります。

令和3年10月、事業者と基本協定を締結、令和3年10月、事業仮契約の締結、令和3年12月、12月議会で事業契約について議会にお諮りいたします。こちらの議決をもって本契約の締結となります。

令和4年2月、資産活用会社を都市再生推進法人に指定いたします。

令和4年4月以降は、各事業の運営・営業の開始になります。これは同時ではなく、それぞれ事業ごとに多少ずれはあるかもしれません。

次の(2)から(8)は、スケジュールに沿って具体的に行うことを列記しておりますので割愛いたしますが、この(3)の現地見学、個別対話は、市は希望する事業者に対しまして現地見学や個別対話を実施いたします。

(4)としまして、募集要項等に関する意見募集の際は、募集した意見に対して個別に回答はいたしません。個別対話の中での質疑回答について必要なものはオープンにしてまいります。

参加資格要件について、8ページになります。

(1) 応募グループの構成、本事業に応募するグループは資産活用会社を設立運営するものを応募者として、市庁舎駐車場運営及び管理業務を受託するもの、(以下、駐車場運営会社という)並びにスタートアップを支援し、オープンイノベーションの場となる拠点を運営するもの、こちら以下、スタートアップ支援会社というが含まれていること。この3社が含まれていることとなりますね。応募者は複数の提案や複数の応募グループを構成することはできません。ですから、この1つに応募したら、こちらは1グループのみに参加できます。

(2) 関心表明書の提出につきまして、本事業に応募するグループが優先交渉権者に選定されまして、契約後に事業を実施するに際し、応募者から以下の業務を受託または請負等で協力することを予定しているもの(以下、関心表明者といいます)から応募者が提案書提出時に関心表明書を取りまとめて提出することができるとしております。

関心表明者は①から⑦の業務を予定するもの、先ほど言っていたそれぞれの事業の細かいところをやられる方を予定しております。また、応募者が①から⑦の業務を兼務する場合には関心表明書を提出することができます。この関心表明者につきましては、複数の応募グループに参画することができます。市から補助金を受け取っている団体は、利益相反になってしまうために、この関心表明者とすることはできません。禁止しております。ただし、優先交渉権者決定後に当然連携、あるいは提携等を行うことを妨げるものではございません。

(3) 金融機関からの関心表明書の提出について、こちらは本事業に応募グループが優先交渉権者に選定されまして、契約後に事業を実施することは応募者が金融機関とその融資等に関して相談を行っているという事実になりますので、応募者は提案書提出時に金融機関の関心表明書を提出することができるとしております。これを提出していただくことによりまして、事業者決定後のその資金調達の信頼が高まるものと考えております。

(4) 応募者との参加資格要件、こちらは経験要件などなので割愛いたします。

(5) 応募者の参加資格要件、業務共通、こちら一般的な要件なので割愛いたします。

(6) 関心表明者の参加資格要件、このうち10ページの真ん中のウの建設工事を担当する予定の者につきましては、平成31年度、令和2年度、和光市入札参加資格者名簿のうち、和光市内に本店・支店を有しまして建築工事業の登録を有する者であることとしております。関心表

明者につきましては、市内の事業者として活動している方や、また、今後の市内事業者として本事業の活性化に寄与する事業者をイメージしているところでございます。

(7) 参加資格の確認、参加資格確認後、応募グループを構成する3者のうち、このうち1者でも参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該応募グループからは参加資格要件を喪失するものとしております。

なお、応募参加資格の喪失については、市は一切の費用負担を負いません。

3、事業者審査委員会。

(1) 審査委員会による審査、審査委員会を6名で構成しまして応募グループが最優先交渉権者決定まで各委員に対しまして、その提案審査に関して自己の有利になる目的のために委員及び市幹部への接触等、働きかけを行った応募グループは失格といたします。こちらの審査委員は今、事業者審査委員会等を行っている同じものとなりますが、学識経験者4名と市職員2名で構成しております。

(2) 提案審査、審査委員会は公募型プロポーザル方式によりまして審査基準、これは現在作成中になりますが、これに基づいて評価応募グループの提案書類の審査を行います。評価応募グループの提出した提案書内容につきまして、評価項目ごとに評価に応じて得点を付与しまして、得点の合計が最も高いものを最優先交渉権者、次の方を次点といたします。その結果を市に報告していただきまして、審査委員会から選定結果の報告を受けまして、市が最終的に最優先交渉権者を決定いたします。

(3) としまして、公募の中止とは書いてありますが、こちらは応募グループ社が1者しかない場合も、公募中止の理由とはいたしません。

4、提案に関する留意事項。

(1) 提案書類等の取扱い、(2) 提案に関する留意事項につきましては、事業者の手續に関する事なので割愛させていただきたいと思っております。

13ページにまいります。

第4、資産活用会社に関する事項について。

1、資産活用会社の設立について。

①優先交渉権者になった応募者は、選定後、速やかに会社後に定める株式会社もしくは一般社団法人を本事業を経営するに当たり妥当な資本金を持って設立しなければなりません。

なお、登記簿上の住所は和光市広沢1番5号とします。

②資産活用会社の運営者は、事業期間中、資産活用会社の議決権株式を保有するものとしまして、市の事前の書面による承諾がある場合を除きまして、譲渡、担保権等の設定、その他一切の処分を行ってはなりません。

③としまして、資産活用会社の設立に関して、市は原則として出資や人的派遣を行いません。どうしても必要な場合は、提案で条件と理由を提示することとしております。

2、資産活用会社の運営について。

①資産活用会社の運営は、市から財産を借り受け、各業務を実施するために各専門の事業者
に依頼できるものとします。この②から⑩につきましては、その事業内容となりますが、割愛
いたします。

3、都市再生推進法人の指定について。

市が資産活用会社の都市再生推進法人の指定を予定していることや都市再生推進法人の目的、
都市再生推進法人に求める要件について列記しております。この中で、⑤で市に業務報告を行
うことや、⑥で都市再生推進法人が適正な業務を行っていないときは業務改善命令を出すこと
ができるものとしております。

15ページ、第5、管理運営に関する事項です。

駐車場の事業概要について、（1）駐車場・公用車利活用実施計画の策定について、こちら
は詳細な設計、計画は実施計画を市と共同で作成していきます。

（2）民営化による効率化、①、市は市庁舎駐車場の用地を資産活用会社に貸し付け、資産
活用会社は庁舎駐車場を運営することとしております。ただし、利用料金の収受、精算機等の
設備の設置及び管理等を駐車場運営会社に委託することができます。

②として、市は駐車場管理会社に対しては、管理委託料は補填いたしません。

③として、利用者が支払う駐車料金は資産活用会社の収入といたします。

④定期的な路盤整備は市が行いますが、事故等による修繕等は駐車場運営会社の負担といた
します。

（3）駐車料金につきまして、①管理、課金、単位及び単位料金は周辺の料金を参考として
同程度の額を資産活用会社が提案するものとし、最優先交渉権者決定後に市と協議の上、金額
を最終決定いたします。

②として、最大利用料金や月ぎめの利用料金等、そういったものを設定することは可能です。

③としまして、貸付開始後に周辺の駐車場の料金と著しく不均衡が生じる等、運営に多大な
影響を及ぼす事態が発生した場合には、市と資産活用会社、駐車場運営会社の三者で協議を行
います。

（4）駐車料金の免除についてです。こちら駐車場料金を免除するものを明記しております。
基本的には30分以内は全て無料。市役所の窓口利用者は1時間無料です。市役所や保健センタ
ーへの来庁者、それに関する管理、搬入車両、講演者の車両は市主催の会議出席者、市の招聘
者、市議会議員の皆様及び傍聴者の方々、あと朝霞和光資源循環組合議会の皆さんですね。そ
の他市役所で60分を超える業務、工事、管理、搬入、緊急車両、路線バス、庁用車、選挙事務
用の臨時車両、市役所に来庁した方のうち身体障害者手帳を所有する方などです。あとは国・
県またはその他の地方公共団体が公用のために使用する車両は無料となります。市民文化セン
ターの来館者や各施設の通勤者、カフェの利用者などはこれに含んでおりません。

②としまして、下記の庁用車については、開庁時間を問わず駐車料金を免除するものとして
おります。これは常設として庁用車や、あとは市庁舎に入居する団体や管理運営車両が48台、

非常設としまして現保健センター駐車場に常設する庁用車や市の出先機関とか消防団の車両などの車両は73台となります。

③として、市が公益上の目的から臨時的に必要なとするために下記の用途に係る車両は駐車料金を免除するものとしております。こちらの対象が選挙事務、防災及び水防、水災害における緊急招集車両としております。

(5) 設備、これは駐車場の設備になりますが、最近、バーレスの駐車場も増えておりまして、今まで民間対応を行って行く中で実用化している会社があったために、最新型のバーレスを採用するとしております。その運営方法について、以下、列記をしておりますが、④としまして、市民文化センターの利用者の出庫が集中するために、行政棟、議会棟、展示棟及び市民文化センター等、複数箇所に事前精算機を設置していただくように記載しております。

⑤としまして、事前精算機の設置箇所は市と協議とします。また、設置場所、設置及び維持管理は駐車場運営会社が負担としております。

(6) 使用時間と休場です。こちらは、おおむね市が優先的に使うことを書いてあるんですが、③としまして災害時及び大規模防災訓練等、市が公益上必要と認めたときは全部または一部を休場することができます。

④駐車場を活用し、市主催のイベント開催時、こちらを駐車場会場として活用する場合があります。これは市民まつりとか鍋グランプリをイメージしておりますが、その際には全部または一部を休場するものとしております。

(7) トラブルに対する対応、駐車割引券等を紛失した場合の処理及び発券機等の故障に対する措置は、駐車場運営会社、あるいは駐車場運営会社から委託された者が常駐して対応いたします。

(8) 費用負担について、市庁舎駐車場の用地の舗装補修や定期的な植栽、清掃、警備等の管理は市が実施いたします。ただし、想定外の修繕、清掃は駐車場運営会社において対応していただきます。

②として、消耗品費や光熱水費につきましては駐車場運営会社の負担です。

(9) その他については、こちらは既存の充電器は市が引き続き管理を行うことや駐車場利用データを市に提出することなどについて明記しておりますが、詳細はこのとおりなので割愛いたします。

2のカーシェアの事業概要についてです。

(1) 駐車場・公用車利活用実施計画の策定について、詳細な計画は実施計画を市と共同で作成いたします。

(2) 公用利用を行う時間帯につきましては、平日の昼間は災害時のカーシェアを庁用車として活用することを明記しております。

(3) 公用利用に関する経費負担につきましては、これはカーシェアの経費はカーシェアが負担になりますが、事故など起きた場合については事業者決定後の協議としております。

(4) 車両については、3から5台の公用利用ができるカーシェアを要望しておりますが、なるべくホンダ車で定員は4名以上としております。

(5) カーシェア実施に必要な設備については、設置費用及び維持管理修繕費は経費の中で見込むこととしております。カーシェアとして活用する車室は市庁舎駐車場の下段とすることとしております。

トラブルに対する対応については、市に求めた提案の上に協議により決定するものとしております。

7番、その他については、カーシェアの営業に係る備品とか光熱水費はカーシェアの運営者の負担としております。

3、メインエントランス北側の利活用についてです。

こちら(1) 詳細な利活用の内容については、今後、その詳細な計画につきましては実施計画を市と共同で作成いたします。

(2) 商業店舗の設計・工事・貸付について、こちらは①商業者の店舗はインフォメーション・パッケージの資料参照、今後これは作成いたしますが、参照していただきまして、移動式店舗の設置場所を決定していただきます。

④としまして、商業店舗の工事に当たっては市と十分に協議を行っていただきます。

(3) 商業店舗の運営について、こちらは商業店舗の営業内容と運営予定者につきましては、応募者の提案に記載することとしております。

なお、応募者は運営予定者から関心表明書を取りまとめ、提出することができます。

③としては、商業店舗は食料品及び日用品等を扱う物販店舗及び新規開業支援店舗、これはチャレンジショップとしての活用を計画することを推奨しております。

5番目として、光熱水費、消耗品費は商業店舗者の運営者の負担としております。

4、保健センター跡建物の利活用についてです。

保健センター跡建物等利活用実施計画の策定については、詳細な計画は実施計画を市と共同で作成します。

(2) 保健センター跡建物の設計・工事につきましては、設計デザイン及び建設工事に係る費用は全て資産活用会社の負担としております。

②は割愛させていただきまして、(3) 保健センター跡建物の運営について、こちらは①保健センター跡建物においては、コワーキングスペース・オフィスを運営する。

②としまして、市内に研究機関が立地している特性等を踏まえましてオープンイノベーション等によるスタートアップ企業の活動支援を推進します。

③として、コワーキングスペース・オフィスの運営予定者については、応募者は運営予定者から関心表明書を取りまとめ、提出することができます。スタートアップ企業者は関心表明者ではなく応募グループとして応募しなければなりません。こちらはあとは繰り返しになりますので、④から⑥は割愛させていただきます。

5、広場・展示棟の利活用。

広場・展示棟利活用実施計画の策定については、詳細な計画は実施計画書を市と共同で作成いたします。

(2) 広場の運営管理について、市は資産活用会社に対して管理委託料は負担いたしません。市民広場における運営管理については、施設への通行、通り抜け等の動線を常に確保しておくこととしております。要は、今までどおりの市民広場の利用ができるようにすることということです。あとは、市役所の事業は優先すること。資産活用会社が市民広場の利活用を行うときは、実施事業として責任を持って行うことを列記しております。広場の利用料につきましては、和光市公園条例第17条第3項の規定に準じます。除草、清掃、警備等、これまで市が行っていた維持管理業務はこれまでどおりとなります。

(3) 喫茶カフェの設計・工事について、喫茶カフェは展示棟の1階展示ホールで実施いたします。店舗の設計については企画展示室に配置予定の(仮称)みんなの会議室、市民ギャラリーとの連携を想定して実施していただきます。ギャラリーの工事等の負担は、資産活用会社の負担で行います。

(4) 喫茶カフェの運営については、運営方針というのは市民に対する自由なくつろぎや交流、自己実現に資する提案を行っていただきます。カフェを行うために必要な許可は、それぞれちゃんと取得していただきます。維持管理費は全て事業者の負担となります。

(5) (仮称)みんなの会議室、市民ギャラリー、レンタルキッチンの運営、貸室の運営については、現企画展示室1階を利用した(仮称)みんなの会議室、市民ギャラリーを運営すること。その他展示棟、地下のレストランは厨房跡地をレンタルキッチンとして活用することは、あくまでも推奨としております。貸室事務は喫茶カフェ、もしくは資産活用会社で行っていただきます。貸室料金は提案となります。必要な資格取得は全て済ませていただきます。あとは、地下1階はJAが利用していますので、そこら辺の連携を念頭に配置をしていただきます。

(仮称)みんなの会議室、市民ギャラリー等は選挙や市民まつりなどの公用利用を優先としております。

あと、和光市民文化センター条例第12条及び和光市民文化センター管理規則第7条の規定によります減免規定について、これに準じて、この貸室について料金は減免を行っていただきます。対象は、下記を参考としていただきまして、詳細は市と協議ということになります。市内に住所を有し、身体障害者手帳を有する者、知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者、精神障害者保健福祉手帳を所持する者を主たる構成員とする団体が利用する場合、また、市内に住所を有する65歳以上の方が主となる団体、市内に住所を要する15歳以下の者を主とする構成にする団体が利用する場合、これは議会で御意見頂きました。あとは説明会等で御意見を頂いたものを参考に入れさせていただきました。

大変長くなりましたが、要項の説明は以上となります。ありがとうございました。

○吉田武司議長 以上で説明が終了しました。

各議員に申し上げます。12月定例会で継続審査となった議案第88号については、後日、総務環境常任委員会を開催し、審査いたします。そのことを踏まえた上で質疑を願います。

質疑のある方は挙手願います。

赤松議員。

○赤松祐造議員 このエリアマネジメント事業が令和4年から実際に動いて、令和9年まで5年間ということでもいいんですね。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 令和4年度から令和9年度となります。御認識のとおりでございます。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 今、経済、コロナ禍の中で人を集めるということはとても大変だと思うんですけども、1年、2年は厳しいと思うんですけども、これが最後、成功したときをみくもみた収益というか和光市に対する財政のプラスの付与は、ある程度試算はしているんですか、トータルで。全ての事業が運用された場合、1年間に幾らぐらい和光市にプラスの財産を付与するのか、とんとんか、その辺の考えをお聞かせください。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 今回は市から補助金等々の形で持ち出す気がないということを前提に事業のほうを構成しておりますので、具体的にその試算というのは事業者の提案があつてからという形になりますので、どのぐらい収益があるかというのはその事業者の提案によって変わってくると考えております。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 まだ、これから相手が応募されるわけだから、やはり根底にそういう計算というか経営感覚は持っていたほうがいいと私は思います。

それで、もし、これが市民へのサービスだけ考えれば、もうけなくていいことではよいけれども、もし運営会社がこれはリスク回避ということではよいけれども、4年、5年後の頃、運営が厳しく赤字というか、そういうことになった場合は期間内であっても何か手を打つことは考えているんですか。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 現状で具体的にどんな手を尽くしていくかというところは、明言できないんですが、ただ、都市再生推進法人に認定いたしますので、公的機関としてその辺の財政状況とかは逐一確認のほうを行っていきまして、何かそういう事態が発生する前に適切な指導を行いまして、協議していく中でそういったことが起きないように検討してまいりたいと考えております。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 この5ページの中に金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市は選定業者が支援を受けることができるように努めるとあるわけだから、もし、そこが赤に

なって厳しくなったら、ある程度支援をするということなんですか、これは。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 こちらは、市がお金で支援するというのではなくて、公的機関で、例えば民間都市開発推進機構などの補助制度もございますので、そういった補助制度を資産活用会社が活用する際に、積極的にその申請の協力をしていくという意味でございます。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 ほかに質問ありますけれども、後で質問します。

○吉田武司議長 安保議員。

○安保友博議員 資産活用会社が市に支払う賃料の額について、和光市行政財産の使用料に関する条例に基づく算出ということなんですけれども、この条例の定められた金額というのは、現在の貨幣価値に照らして改正されたものなのかについての確認をお願いします。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 こちらは、別表による算出方法がありまして、土地であれば建物もしくは工作物の敷地、展示場、駐車場、材料置場として使用させる場合には、当該土地の適正な価格に1,000分の3.5を乗じて得た額としております。建物であれば、当該建物の適正な価格に対して1,000分の8を乗じて得た額に当該建物の敷地の適正な価格に1,000分の3.5を乗じて得た額、当該建物の敷地が借地の場合は借地料に相当する額を加えた額としております。ですから、これを算出するときにはその現在価値で当然計算しております。

○吉田武司議長 安保議員。

○安保友博議員 あとちょっと駐車場の件で幾つか質問、確認したいんですけれども、以前に駐車場について議会関係はどうなったのかという質問に対して、検討するということがあって、今回、市議会議員及び傍聴者というところが盛り込まれておりますけれども、この所管、認証場所について総務人権課となっておりますが、これの判断については議会事務局ではないかという指摘が以前あったと思うんですけれども、これについても一度確認させてください。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 こちら今、頂いた御意見を参考にいたしまして、そちら協議させて、検討させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○吉田武司議長 安保議員。

○安保友博議員 今回、認証場所が総合案内の市役所窓口等利用者のところが60分になっていることと、あと、③のところで公益上の目的から駐車料金を免除する場合の理由というのが、その下記に限定しということで、ほかに免除をしたりとか60分を延長したりとかということの余地がないように読めるんですけれども、この辺についてはもう少しその状況に応じて管理会社との協議の余地があってもよいのではないかと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 貴重な御意見ありがとうございます。この時点では明言はできないんですが、当然そういう臨時的なものを含めまして最優先交渉権者が決定した暁には、幅広くそこは協議してまいりたいと考えております。

○吉田武司議長 安保議員。

○安保友博議員 あと、駐車場だけではなくて今回費用負担の部分なんですけれども、現行よりも実質市が持ち出す分が増えてしまうんじゃないかという懸念があるんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 こちらは、あくまでも公的施設の有効利用というところで、現金としての市の持ち出しはないものと考えております。また、現保健センターにつきましては、現在市の維持管理がおよそ年間で500万円程度かかっておりまして、そちら全て事業者の負担となるような見込みでございます。

○吉田武司議長 安保議員。

○安保友博議員 最後に、カーシェアについてなんですけれども、高齢者との共用にすることで、対象台数について3台から5台程度ということなんですけれども、これ台数としては今現状である公用車をこれに振り替えてということもあるのかなと思っていたんですけれども、実際このカーシェアについて3台から5台程度としたという根拠というか、内容というのはどうなっていますか。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 こちらは、まず、今回の提案の中で3台から5台にさせていただきましたが、大体市が今、使っている庁用車の中でこのカーシェアに充てられるような車両が7台ぐらいあるとは聞いておりますが、その中でこれを何台か充ててみて、実際運営していく中で、もっと台数を増やすようであれば今後検討になると思いますし、そこまでの利活用がないようであれば、そこまで増えないかもしれませんし、要はこの台数を充てることに対して庁用車を削減していくというような考え方でございます。

○吉田武司議長 安保議員。

○安保友博議員 そうすると、その要項の中で3台から5台程度としと限定してしまっているんですけれども、その辺は状況に応じてもう少し変える必要があるかと思うんですけれども。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 議員のおっしゃるとおり、状況により検討の余地はあると思うんですが、要はこの庁用車のみではなくてカーシェアとしても利活用するということで、この地区にどのぐらい需要があるかというところでも台数が変わってくると思いますので、そこは事業者提案の後の協議の中でという形になるかと考えております。

〔「分かりました」という声あり〕

○吉田武司議長 富澤啓二議員。

○富澤啓二議員 ちょっと赤松議員と重複するんですが、5ページの財政上及び金融上の支援に関する措置のところ、今回の一連の流れで国土交通省の都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が昨年度の9月7日に施行されました。その一環でもあると思うんですが、そうすると、国としての目標は魅力的なまちづくりですね。居心地がよく、歩きたくなる空間の創出も含めて、2025年度までに全国で100市町村以上を目標にしているとありますが、和光市はこれに手を挙げたというふうな認識でよろしいのでしょうか。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 現状としましては、まだ手は挙げておりません。ただ、今後その事業者が決定して運営していく中で、そういった可能性もあるかと考えております。

○吉田武司議長 富澤啓二議員。

○富澤啓二議員 分かりました。

事業初めの先行投資が大変大事じゃないかなと思いますが、資料を見ますと、直接補助、間接補助、民間事業者に関する補助を含めて、かなりの金額、投資金額の2分の1ないし3分の1が国から補助が出ると、そういうふうに理解しているんですが、これもこの9に、財政上及び金融上の支援に関する措置ということでアドバイスの業務も市はやられると判断してよろしいのでしょうか。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 議員がおっしゃるとおり、アドバイスというよりは一緒に考えて、そういったものが取れるようなものがあればどんどん申請をしていただきたいと考えております。

〔「分かりました」という声あり〕

○吉田武司議長 金井議員。

○金井伸夫議員 6ページの募集及び選定の手順のところ、参加表明書の受付締切りから提案書類等の受付締切りの間が5カ月あるんですが、通常の入札の場合より時間がかかなり空いてるわけなんです、この5カ月を見込んでいるその何か理由とかあるのでしょうか。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 こちらは、この4月1日の参加表明書の受付の時点では、参加する意思を各グループ会社に伺うところでございます。この8月27日までに具体的な提案書を、要はこの参加表明書の時点ではグループがある程度まとまった段階での申請になると思いますので、そこから実際に具体的な提案書をまとめていただく時間がおおよそ5カ月というのを想定しております。これは、広沢のピーハイ事業のときも同じような形で進めさせていただいておまして、実際に参加表明書を出された方が皆さん、提案書提出まで行くかという、なかなかそこも難しいというところがございます。その期間、要は提案書の作成期間を5カ月と見込んでおるといってございまして。

〔「分かりました」という声あり〕

○吉田武司議長 齊藤克己議員。

○齊藤克己議員 10ページのところで、関心表明者の参加資格要件というところで、市内の各事業共通で②は「和光市商工会に入会するなど、市内事業者として活動する意向を持っていること。」、あるいはその建設工事も本店、支店を市内に有するというような形で、その市内に今回の参加事業者を市内事業者として活動する、そういうような形での余地を残していること、あるいはこういった形で市内の事業者の育成ということに関して明確な形で打ち出されたと思うんですけれども、そこら辺、この参加資格で、具体的には商工会に入会するというようなことがあるんでしょうけれども、その活動する意向を持っていることというのは、今後とも事業者として市内の中で活動するというような形を端的に求めているということによろしいんでしょうか。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 議員のおっしゃるとおり、こちらは市の市内事業者として今後活躍をしていただきたいという思いを文書として著したものでございます。

○吉田武司議長 齊藤克己議員。

○齊藤克己議員 具体的な形で、こういう市内事業者の育成等も記載していただいたのは大変いいと思うんですけれども、もう一つ、市内事業者と関連してくる部分が、保健センターの活用の中で、例えば19ページのところの中段のところで、保健センター跡建物の利活用と書かれていますけれども、ここら辺、例えばスタートアップ支援に係る事業に関して、市内でのそういったインキュベーション卒業企業ですとか、そういった形の市内の事業者の育成というのは特に記載されていないんですが、そこら辺についてはどのように考えたらいいでしょうか。あったらいいのかなと思うんですけれども、そういった点についてはいかがでしょうか。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 貴重な御意見ありがとうございます。現状としましては、その辺のスタートアップ企業が実際今、市にどのくらいいるのかというところが把握できていない中で、外から来ていただいて、今後市内で活躍していただくようなところは、先ほど議員もおっしゃっていただいたとおり期待するところではございます。今、頂いた御意見は検討課題にさせていただきますと思います。ありがとうございます。

○吉田武司議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 17ページのところのカーシェア事業概要というところで、その車両で予約管理というのはウェブとかアプリで行うことができるようにする。また、その使い終わったり使い始めるときというのは、鍵は社内で保管するとなっているんですけれども、それというのはもう車の鍵というのは常に開いているような状態になるのか。その盗難とか、そういう犯罪とかにならないのか、そこら辺どういう、遠隔操作か何かでそういうふうにできるようになっているのか、そこら辺確認させていただきたいんですけれども。

○吉田武司議長 岡田資産戦略課主幹。

○岡田資産戦略課主幹 こちらは、民間の各社でもう既にサービスとして提供されておりました。

て、携帯のアプリで開けるものとか、あとは手持ちのSuicaとかに情報を取り込んで、それを端末にかざして鍵を開ける。それで車内に、グローブボックスの中とかにそういう専用のシステムがあって、そこからエンジンキーを取り出してエンジンをかけるということで、もう既に既存の製品がありますので、そういった盗難とかなった場合は、当然カーシェア会社の責任ということになります。そういうシステムに関しては、もう既に実績があるものですので、事業者がどういった形、アプリで開けるものなのかカードで開けるものなのかというのは選択すると認識しております。

○吉田武司議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 その3台から5台カーシェアができるということで、カーシェアができる場所の隣へ、例えば駐在所みたいなのを造るとか、そういうことではなくて、せめてそのアプリの端末というかそういうものでできると考えてよろしいんですか。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 議員のお考えのとおりでございます。

〔「分かりました。ありがとうございました」という声あり〕

○吉田武司議長 熊谷議員。

○熊谷二郎議員 2件伺います。

今に関連してカーシェアの場合、カーシェアの問題なんですが、公用で使う場合には和光市のマークがついているということでは問題ないと思うんですが、ほかの人が一般で借りた場合に、公用車のいわゆる和光市のマーク、これの取扱いというのは、一般市民等が借りた場合、事故が起きた場合、もしマークが入っていると、市が関係しているのではないかとか、いわゆる公用で動いているじゃなくてシェアとして動いている、この辺の区別をしとかなないと難しさが出てくるかなと思うんですが、その辺の取扱いはどうするのか。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 現状としましては、このカーシェアの車両につきましては公用には入れないことで想定はしております。

○吉田武司議長 熊谷議員。

○熊谷二郎議員 そして、公用で使う場合には、そのマークはつけていくと、公用でしっかり動いているということは明確にする必要もあるんで、その辺はしっかりしとくべきだと思うんですが。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 貴重な御意見ありがとうございます。現時点で明言はできないんですが、ただ、現状の運用の中でも、昨今公印がついていない車両もございますので、その辺ちょっと兼ね合いを見て、そこら辺は検討してまいりたいと考えております。

○吉田武司議長 熊谷議員。

○熊谷二郎議員 もう一点は、3ページの賃料等貸付料の問題なんですが、これは消費税込み

か抜きか、この点伺います。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 こちらは消費税は含んでおりません。

○吉田武司議長 熊谷議員。

○熊谷二郎議員 そうしますと、実質的にはこれに消費税10%が加わった形になるという解釈でいいですか。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 議員御認識のとおりでございます。

○吉田武司議長 猪原議員。

○猪原陽輔議員 先ほど齊藤克己議員が触れられたことと関連するのですが、2ページのところのスタートアップ支援会社の役割のところ、スタートアップの会社が引き続き市内で事業を行うかどうかという点の御指摘ございましたが、やはり市の財産である保健センターを活用した事業ですので、基本的にはスタートアップの支援を受けられた会社というのは、やはり市内でその後、自立した場合も事業を行っていただくというのがやはり前提にすべきではないかなと思いますので、この支援会社の役割のところやはりスタートアップ支援が必要なくなった後、自立できた場合も市内で引き続き事業を行えるように支援を行うといった役割が1個あってもいいのではないかなと思ったのですが、その点いかがでしょうか。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 貴重な御意見ありがとうございます。現時点で必ず卒業して市内でというところはお約束できないところではあると思うんですが、そういった視点も踏まえて、今後検討の中で考えていきたいと思っております。

○吉田武司議長 猪原議員。

○猪原陽輔議員 必ずというのはやはりスタートアップの企業の事情によると思うので、なかなか難しいと思うんですが、なるべくやはり市内で事業を展開していただくということを前提で、また、市内で事業を起こした場合には、引き続き市のほうで支援を受けられるといったことも明示していくべきだと思いますし、やはりスタートアップ支援会社も引き続きそういった卒業後のケアというんですか、そういった役割はあってもいいのではないかなと思うので、その点ぜひ検討していただければと思いますが、改めてお願いいたします。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 貴重な御意見ありがとうございます。そういった視点も踏まえまして、また、卒業後は当然担当課のほうもございまして、そういったところと連携してそういった方向で検討できればと考えております。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 2点ほど、1つは、カーシェアですけれども、3、5台、非常に少ない台数なんですけれども、これ最初に考えたときに、どういう人に貸すこと、夜だよ、夜または祭

日、土日、休日に貸すわけですよ。どういう人を想定して考えたのか。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 こちらはカーシェアを利用されたい全ての方でございますが、特にここは西大和団地や官舎もございますので、やはりそういった方たちがちょっと使いたいという需要はあるのではないかと考えております。特に西大和団地は高齢化する中で手放している方も多い中で、カーシェアをちょっと使おうとかといった、そういった需要は見込めるのではないかと考えております。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 夜はちょっとどうかなと思うけれども、土日であれば貸せる可能性はあると思います。

それで、これは和光市の職員にも貸せるんですか。私は職員に、遠距離している人に料金設定があると思うんですけども、その辺は一般市民、公務員にも貸せるものかどうか。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 現状、我々としましては、職員も時間外は自分のマネーでプライベートに使っていただくことは全然推奨していいのではないかと考えております。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 そうなると、価格設定は和光市内にレンタカーあるんですけども、その夜の料金もあると思うんでしょうけれども、そういう価格に比べて、やはりちょっと大分安くすれば利用度が増えると思うんですけども、そういう価格はどこで決めるんですか。

○吉田武司議長 赤松議員に申し上げます。資産戦略事業の募集要項についてなので、その辺については。

〔「オーライ」という声あり〕

赤松議員。

○赤松祐造議員 それ考えといてください。

もう一つの質問です。1ページに、業務内容の1つに、市民広場とメインエントランス、その後、北側の市が提示する設置というのは、これは議会の隣にコンビニ的なものを考えようというような内容と見てよろしいんですか。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 議員御認識のとおりでございます。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 さきにもらった和光市エリアマネジメント推進条例の第1条に、質の高い公共空間の創出という、すごくいい言葉があるんですけども、議会の隣にコンビニ造るとするのは、質の高い公共空間の創出になるのかなとちょっと疑問を呈するんですけども、その辺、部長ひとつ、その関連を見てね、どうなのか、考え聞かせてください。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 今、頂いた御意見を踏まえまして、今後、優先交渉権者である事業者が決定いたしましたら実施計画を策定する中で、その質の高い空間というのはどのようなものかというものを視野に入れながら、計画書を作成してまいりたいと考えております。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 その募集要項の中に質の高い公共空間の創出というのをやろうというのがこのエリアマネジメントですから、一言どこかに、募集要項の中に入れてほしいと思います。いかがですか。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 本日頂きました御意見につきましては、後ほど委員会等で検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○吉田武司議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 1点ちょっと伺いたいんですが、また、カーシェアの部分のところ、カーシェアの運営者と書かれていますよね。そのカーシェアの運営者というのは、その駐車場の管理者とはまた別に、それぞれ募集するという事なんですか。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 別々の可能性が高いと思いますが、駐車場運営者ができるのであれば、一緒の可能性もゼロではございません。ただし、こちらはグループで参加していただきますので、市として対応するの資産活用会社以下グループという形になります。

○吉田武司議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 正直、この対象台数が3台から5台程度でカーシェアの運営者というので、手を挙げるところって果たしてあるのかな、それで売上げが上がっていくのかなとちょっと心配するところがあるんですけども、やはりそれはそういうことも想定して考えているということなのかな、採算がとれるのかというところが心配なんですけれども、どうなんでしょうか。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 こちらはこの市役所の敷地に置く車両だけで考えますと、そういった懸念もあるかもしれませんが、カーシェアの会社はいろいろな車両を、いろいろな場所で扱っていく中の1カ所ということで参加してくるものと認識しておりますので、その辺は問題なからうと考えております。

○吉田武司議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 1点確認したいのは、12月議会でこのエリアマネジメント推進条例が継続審査になっています。継続審査になっているのに、何で具体的な募集要項がここで出てきているのか、その辺の経緯について。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 エリアマネジメント推進条例につきましては、確かに本事業と関連性はございますが、理念条例でございますので、もともとこの事業については条例策定前から進め

ているものでございますので、それを計画どおり進めているというところでございます。

○吉田武司議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 よく分かんないのは、条例可決前から進めているというお話ですけれども、可決が前提でこれが進められていたんじゃないかなという感じはするんですけれども、条例が可決しない間にこういった具体的事例が、なおかつ募集がもう進んでしまうんですけれども、説明が、その辺は問題ないですか。その辺の確認ですけれども、条例との整合性です。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 我々としては問題ないものという認識の下で進めさせていただいております。

○吉田武司議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上にて質疑を終結します。

休憩します。（午前11時09分 休憩）

再開します。（午前11時15分 再開）

次に、長寿あんしんプランの策定について説明願います。

川辺保健福祉部長。

○川辺保健福祉部長 それでは、これから和光市長寿あんしんプラン、第8期の和光市介護保険事業計画案について説明をさせていただきます。

○吉田武司議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 それでは、お手元でございます資料に基づきまして順次御説明申し上げます。

まず初めに、介護保険制度につきましては、平成12年度に制度が創設されて、既に20年以上が経過しておりますけれども、サービスの利用者数は当初の3倍を超えるなど、高齢者の暮らしを支える制度として市民に定着してきております。本市におきましては、平成12年度に和光市高齢者保健福祉計画に続きまして、平成15年度には、これを大幅に見直しをしました和光市長寿あんしんプランを策定いたしまして、3年ごとに改定して、高齢者の保健福祉に関わる各種サービスの総合的な提供に努めてまいりました。

また、全国に先駆けまして、平成15年から本格的に介護予防事業、平成18年度から地域密着型サービス等に取り組んだ結果、要介護、要支援認定者率が全国平均よりも低い水準を維持してきております。

今回の計画策定につきましては、団塊の世代全てが75歳以上になる令和7年2025年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22年2040年を見据えまして、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画といたしまして、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう、医療や介護、介護予防、住まい、日常生活の支援が地域で受けられる地域包括ケアシステムの構築、推進と住民1人1人の暮らしと生きがい、地域を共につくってい

く地域共生社会の実現を目指しております。

それでは、1ページを御覧ください。

これは国の指針を示してございます。国の基本指針では、介護保険部会の介護保険制度見直しに関する意見を踏まえまして、第8期計画で充実する事項として、以下の7点を挙げております。

まず、1点目が2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備。②地域共生社会の実現。③介護予防・健康づくり施策の充実・推進。④有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅に係る県・市町村間の情報連携の強化。⑤認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進。⑥地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化。⑦災害や感染症対策に係る体制整備となっております。この充実事項を受けまして、市では計画の課題を抽出し、第8期における基本目標及び基本方針を定めております。

2ページを御覧ください。

こちらが基本目標と基本方針となっております。

まず、基本目標でございますけれども、地域互助力の強化推進による地域共生社会の実現となっております。

基本方針として、5点を挙げさせていただいております。①2040年に向けて介護ニーズが急増することを見据えた元気高齢者を増やす介護予防拠点の充実及び介護予防・日常生活支援総合事業の効果を高める地域互助力の強化。②認知症高齢者の全ての状態に対応するサービス提供基盤の整備と介護者（家族）への支援の充実。③市民の生活の質（QOL）を高めるための介護予防と重度化防止の徹底及び全ての状態における疾病の重症化予防を含めた在宅医療・介護連携の強化。④地域共生社会の実現に向けた複合化・複雑化した生活課題解決のためのコミュニティケア会議や統合型地域包括支援センターによる包括的相談支援体制の強化。⑤若年層の職業体験などを通じた介護職に対する理解の促進・人材育成や潜在介護人材の活用による人材の確保及び介護職の待遇改善につながる取組の強化となっております。

続きまして、3ページを御覧ください。

和光市の広報と変化率法による人口推計結果が上段でございます。和光市全体では、今後も毎年500人から600人程度の人口増加が続き、計画最終年度の令和5年の総人口は8万6,000人前後となり、団塊の世代が75歳以上になる令和7年には8万6,900人前後、さらに、団塊ジュニアが高齢者になる令和22年には9万3,000人前後に達するものと予測されております。

下段では、高齢者数推計結果となっております。高齢者数は、当面毎年150人から200人程度増加する見込みとなっておりますが、年齢層別に見ますと、団塊の世代が今後75歳になることから、75歳から84歳の増加が顕著になっており、令和3年から令和7年の4年間の平均で毎年300人前後増加する一方、65歳から74歳の方は同期間、平均で毎年250人前後減少する見込みとなっております。高齢化率につきましては、令和2年に17.8%だったものが、令和7年には18.1%、その後令和12年に19.2%、さらに、令和22年には22.5%まで上昇するとの推計結果と

なっております。

4 ページを御覧ください。

こちらが要介護・要支援認定者数の推計となっております。人口推計結果と年齢階級別認定率から将来の要介護認定者を推計しております。令和5年度には約2,000人、団塊の世代が75歳以上になる令和7年2025年には2,100人を超えた後、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年2040年には2,700人を超えるとの試算結果となっております。

続きまして、5 ページを御覧ください。

居宅・施設・地域密着型サービスの給付費割合と利用者数となっております。介護保険の利用者数、介護保険の給付費総額を見ますと、認定者数と同様、増加基調が続いております。サービス区分ごとに見ますと、居宅サービス・地域密着型サービスは増加基調が続いておりますけれども、施設サービスは平成28年度から減少傾向が続いております。こちらは介護療養型医療施設が令和5年度末でサービスが終了することに伴い、徐々に減少している傾向でございます。

6 ページを御覧ください。

このような介護を取り巻く状況を踏まえて、第8期計画における具体的な施策内容を長寿あんしんプランのシステム構想として記載をしております。地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進を導入部分の前段として記載をいたしまして、第1節から第13節までの内容について取り組んでまいります。

この中で、第8期に新たに取り組むのが新しい印がございます4カ所になりますので、こちらを説明をさせていただきます。

まず、第5節、埼玉県ケアラー支援計画と連携したケアラー支援では、埼玉県におきまして全国に先駆けて令和2年3月にケアラー支援条例が施行されたことを受けまして、介護や看護などを行うケアラーが自分を見失うことなく、また、社会から孤立することがないように、誰もが安心して介護や看護ができる社会の実現に向けまして、孤立化防止に向けた相談体制の整備、総合的なケアラー支援、ケアラーに対する普及啓発に取り組んでまいります。

次に、第6節、介護人材確保への取組では、急速な高齢化に伴う介護サービスの需要の増大と生産年齢人口の減少が見込まれますことから、介護サービスの担い手となる人材確保は今後ますます厳しい状況が続くことが予想されます。このため、介護人材の確保、働きやすい職場環境の整備、介護職のイメージアップに取り組んでまいります。

次に、第10節、施設の災害及び感染症対策では、日頃から介護事業所等と連携して訓練を実施することや平時からの事前準備が重要となっております。近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえまして、施設における災害及び感染症対策の体制整備を図ってまいります。

次に、第11節、保健事業と介護予防の一体的実施では、令和2年4月1日に高齢者の医療の確保に関する法律等の改正法が施行され、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施が法制化

されました。新たに和光市では、和光市高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する基本方針を策定いたしまして、高齢者の健康づくりから疾病予防、重症化の予防まで取り組んでまいります。専門職、これは管理栄養士や歯科衛生士でございますけれども、こちらによる訪問指導や介護予防の通いの場における健康づくりを行ってまいります。

続きまして、7ページを御覧ください。

和光市長寿あんしんランドデザインとなっております。本市におきましては、日常生活圏域ニーズ調査などにより把握しました地域ごとの高齢者の課題を踏まえまして、サービス基盤を整備してまいりましたが、引き続き、新たなニーズが見込まれます地区には基盤整備を図ってまいります。

具体的には、介護老人福祉施設やグループホームの待機者対策といたしまして、第7期計画で未整備でありました地域密着型介護老人福祉施設やグループホームの整備を引き続き計画に加え、介護予防拠点整備されていない北エリアへ新たに施設を整備してまいります。

続きまして、第8期介護保険事業計画における保険料設定の内容について御説明をいたします。

9ページを御覧ください。

第1期から第7期の第1号保険料基準月額推移となっております。本市におきましては、第1期が2,331円であり、その後徐々に増加しておりまして、第7期におきましては4,598円となっております。

次に、10ページを御覧ください。

第8期計画におきます保険料の上昇要因と減少要因を記載させていただいております。

まず、上昇要因でございますけれども、こちらは後期高齢者人口増加に伴いまして、要介護認定者数の自然増、高齢化進行による現要介護認定者の介護度悪化、介護報酬の地域区分の改定、介護報酬の改定、地域包括支援センター運営費の費用負担の変更がございます。

介護報酬の地域区分につきましては、現状の5級地、これは10%加算でございますけれども、こちらから4級地12%加算への改定となります。報酬改定につきましては、改定率がプラス0.7%ということで国から連絡が来ております。

続きまして、地域包括支援センター運営費の費用負担の変更でございます。まず、市の財政状況につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響などによりまして、市税収入も減収が見込まれております。令和3年度の和光市の財政状況が非常に厳しい状況となっております。内示の段階では約18億円の財源不足が生じており、財政調整基金、いわゆる市の貯金でございますけれども、こちらを取崩しをして対応せざるを得ない状況となっております。現在の約17億円の財政調整基金を取り崩しますと、基金残高が9,000万円にも満たないほどの低水準になるために、非常に厳しい財政状況が見込まれておりますので、繰出金につきましては全般的な見直しが行われ、国民健康保険特別会計では1億円の減額、介護保険特別会計につきましても同額の1億円の減額となっております。これに伴いまして、これまで全額一般会計繰入金

で負担いたしておりました地域包括支援センター運営費を特別会計で負担することとなり、保険料の上昇要因となっております。

次に、減少要因でございますけれども、こちらは介護予防等による要介護度の改善、維持及び一般高齢者の身体、生活機能の低下防止、地域包括ケアシステムによる居宅介護サービスの推進によるサービス費の適正化、基金の充当が挙げられます。基金につきましては、令和2年度末で1億3,000万円の残高を見込んでおりますので、第8期におきましては1億円を投入した保険料設定となっております。

続きまして、11ページを御覧ください。

こちらの第8期保険料でございます。第8期の保険料基準月額が第7期基準月額の4,598円に対しまして857円増額の5,455円となっております。内訳といたしましては、法定負担分として4,763円、このうち地域区分を5級地から4級地へ変更することによる影響額が88円、介護報酬改定のプラス0.7%による影響額が31円となっております。

続きまして、和光市独自の上乗せ給付でございます。市町村特別給付分が311円、こちらは紙おむつ、配食、地域送迎の事業費となっております。

最後に、先ほど上昇要因で説明させていただきました地域包括支援センター運営費分については381円となっております。

なお、この保険料額につきましては、令和2年12月24日に開催されました第3回和光市長寿あんしんプラン策定会議におきまして了承を頂いているところでございます。

次に、12ページを御覧ください。

こちらは第7期、第8期保険料比較表となっております。保険料率及び所得段階数は第7期のまま据置きをいたしました。第5段階が保険料の基準額となっております。年間では6万5,460円となり、1人当たりの第7期との差額は1万290円となっております。被保険者数の多い段階が所得段階では第1段階、次に第7段階、第4段階の順となっております。

また、和光市におきましては、市町村特別給付として311円が算定されているところでございますけれども、他市におきましては本市ほど市町村特別給付を行っているところはございませんので、その点も含めての保険料設定となっております。

○吉田武司議長 以上で説明が終了しました。

質疑のある方は挙手願います。

安保議員。

○安保友博議員 今回のこの第8期の和光市介護保険事業計画を策定するに当たって、重要なのがやはり現場で何が起きているかということなのかなと思っているんですけども、この点に関しまして各地域包括支援センター、各事業者に対してはどの程度のヒアリングとか協議とか、そういうことをしてきているのか確認をさせてください。

○吉田武司議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 第8期の計画を作成するに当たりまして、包括支援センターですと

か各事業所に対してのヒアリング等というのは、あえて行っているわけではございませんけれども、日々の情報交換ですとか情報提供、また、その他の会議の場でいろいろな情報を市のほうで吸い上げておりますので、そういったことも踏まえまして計画のほうに反映はさせていただいているところでございます。

併せまして、今回、計画を作成するに当たりましては、和光市長寿あんしんプラン策定会議を設置して、現在3回ほど協議を進めてきております。その中で、全部で15人の委員で構成をされているわけでございますけれども、内訳といたしましては、学識経験者の方が2名入っております。それから、医療保険福祉団体の方が4名いらっしゃいます。それから、地域団体の方が3名、それから、国民健康保険運営協議会の方が1名、介護保険運営協議会の方が2名、それから、公募委員が3名ということで、それぞれの立場から様々な意見を頂いたりする中でプランのほうに反映をさせていただいているところでございます。

○吉田武司議長 安保議員。

○安保友博議員 今、策定会議の中で包括支援センターの関係者としてはどれだけ入っているということですか。

○吉田武司議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 この15名の委員の中で包括支援センターの職員は入っておりませんが、事業者の方はこの中で委員として入っております。

〔「何名ですか」という声あり〕

先ほどの説明の中で介護保険運営協議会で2名というふうなお話をさせていただきましたけれども、この2名の方がそれぞれの事業者からの代表者、管理者の方がそれで1名ずつ入っているところでございます。

〔「分かりました」という声あり〕

○吉田武司議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 以前、事前にお配りいたしました和光市長寿あんしんプラン案でございますけれども、訂正のほうをお願いいたします。

ページ数ですけれども、9ページの次が、本来は10ページなところが、11ページになっておりまして、「10」と「11」が逆になっておりましたので、おわびして訂正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○吉田武司議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 何点か聞きたいんですけれども、この長寿あんしんプランで、今日、全協で説明を聞かせていただいたんですけれども、それと同時に市民説明会というのも開始されますよね。それで、その市民説明会の中では、この9ページの部分、和光市における第1期から第7期の1号の保険料基準月額という部分と、あと、この10ページのところの保険料の減少要因というのが入っていないんですよね、昨日の資料の中で、市民に対しての説明のところ省いた理由というか、そこら辺伺ってもよろしいですか。

○吉田武司議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 今、御指摘のとおり、市民説明会、昨日2カ所で開催させていただきました。その中でお配りした資料の中で、今日お配りした9ページの部分ですね。和光市における第1期から第7期の保険料月額、この分だけは入っておりませんが、10ページについては入っておりまして、説明では口頭ですけれども、説明はさせていただいているところでございます。

○吉田武司議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 やはり市民には数字がはっきり見えたほうが、すごい分かりやすいのかなと思うんですけども、そこは省いた理由って何かあるんですか。

○吉田武司議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 この長寿あんしんプランにつきましては、あくまでも、この和光市が今後3年間で介護事業としてどういったことを進めていくのか、どういったところに力を注いで事業を運営していくかということがメインとなってまいります。その結果として、保険料というのは算定してくるわけでございますので、過去、第1期からの介護保険料の金額が推移、当然上がってきてはいるわけでございますけれども、その時々状況に応じてサービス内容も制度が変わってくる中で、そういった算定された金額でございますので、あえてこれについては市民の方には周知しないというような判断を基に、これについては省いたわけでございます。

○吉田武司議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 やはり正直、介護保険料が年々上がっているというのは、市民は感じていると思うんですね。また、高齢化というのも進んでいくというのも多分理解していると思うんです。そこら辺はやはり数字として、市民の人にパブリックコメント等も求めていく中で、こういうものというのはやはり一番大事なんじゃないかなって正直感じちゃうんですよ。値上げをしますと言ったときには、突然ぼんと値上げをされる。じゃ、実際にどれくらい上がっているんだろうというのを数字で見るというのはやはり必要だと思うんですね。だから、そこら辺はすごい部分ではあるんですけども、しっかりと載せていただきたいというのは要望したいと思います。

あともう一つ、この4ページのところの要介護・要支援認定者数の推計というところのこのカウントの仕方、その5年間で、令和元年度から令和5年度のところではその要介護の5のところだと考えると9人、またさらに5年間になると17人、さらにまた5年間になると12人、さらに5年間だと13人上がっている。この上がるベースというのはどういった根拠に基づいて数字をはじいているのか、そこら辺も伺いたいですけれども。

○吉田武司議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 こちらの認定者数でございますけれども、こちらにつきましては、将来的な人口推計の結果と、それから、年齢階級別認定率、それからまた、将来の要介護認定者数を推計しているところでございます。人口推計結果と年齢階級別認定率、そこから将来的

な要介護認定者数を推計しているところでございます。

○吉田武司議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 そこで、この要支援と要介護の認定者数という推計が出ているわけですが、この数字というのは和光市在住の方なんですか。和光市に籍があって、東京都内の例えば、介護施設であったりとか和光市外のところの介護施設に入っている人の認定というのも、ここの中には含まれていると捉えていいんですか。

○吉田武司議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 あくまでこの認定者数というのは、和光市の被保険者になっている方になりますので、基本的には和光市民の方ということになります。

○吉田武司議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 ということは、先ほども言ったとおり、和光市に被保険者となって都内のほうの施設に入っているという方も含まれていると捉えていいんですね。

○吉田武司議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 おっしゃるとおりです。和光市民でありながら、市外の施設に入居されている方もいらっしゃいますので、その方もこの中に入っている数字でございませう。

○吉田武司議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 最後に、もう一点伺いたいのが、1ページに戻っちゃうんですけども、この国の基本方針の中で有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅に係る県・市町村間の情報連携強化というところの部分で、先ほど7ページの長寿あんしんランドデザインの中で、北エリアにグループホームを検討していくということなんですけれども、基本的に有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅というのは民間企業というか、そういうところが運営するわけですよ。その中で特別養護老人ホームだったり介護老人ホーム等々の位置づけというのは、どういうふうになっていくのかということところがあまりよく書かれていないので、そこら辺はどうなんでしょうか。

○吉田武司議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 この施設整備につきましては、基本的には民間の方が民間事業者と契約をして施設の整備をしていくわけでございますので、事前に当然市のほうにはそういった御相談も来てまいりますので、あくまでも、この市の計画としては、こういったものがございませうということでお話はさせていただきますけれども、最終的にどういった施設、どういった規模のものを建てるかというのは、事業主の最終的な判断になりますので、そこまで市としては強制力はございませうので、あくまでも計画上、こう位置づけていますということで、今後計画に基づいて施設を整備する場合には、国や県の補助金等の申請もできますことから、あくまでも計画には位置づけているというところでございませう。

○吉田武司議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 それで、本当にこの長寿あんしんプランの中で今、低所得者の高齢者という

のもどんどん増えてきていると思うんですね。そこら辺の位置づけというのもしっかりと示していただきたい。低所得者向けの高齢者の住まいの確保というのもしっかりと位置づけてほしいなということを要望して終わります。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 6ページ、長寿あんしんプランのシステム構想というのは、ここに掲げていただいたんですけれども、この中に新が4つありますけれども、これに基づいた実行計画というのはいつ頃、もう既にできているのか。これから立ち上げて、いつ頃実行計画を発表されるのか、その辺お聞きしたいと思います。

○吉田武司議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 実行計画というお話でございますけれども、これはこの長寿あんしんプランの中で、それぞれの施策について具体的な内容の中でお示ししていくということで考えております。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 それの期日というか、いつ頃から取りかかって、いつ発表されるのか、年月日、発表の施行日というか期日。

○吉田武司議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 こちらの長寿あんしんプランにつきましては、令和3年度から令和5年度まで3カ年の計画ということになりますので、また、介護保険料、条例改正等も含めまして3月議会で議決していただいた後に印刷をしまして、新年度から新しい計画の下に事業を進めてまいりますので、またそれを含めた啓発雑誌、概要版等も作成して、周知徹底をしております。

○吉田武司議長 金井議員。

○金井伸夫議員 10ページで、3点ほど質問ありますのでお願いします。

保険料の上昇要因と減少要因で、減少要因の2つ目で地域包括ケアシステムによる居宅介護サービスの推進によるサービス費の適性化と書いてあって、この適正の「性」が性格のキャラクターの「性格」になっちゃっているんだけど、正しいほう、「正」が正しいほうじゃないかと思います。

〔「そうですね、はい」という声あり〕

訂正をお願いします。

○吉田武司議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 今、御指摘頂きましたサービス費の適正化の「セイ」という字は正しいという字で訂正させていただきます。申し訳ございません。

〔「お願いします」という声あり〕

○吉田武司議長 金井議員。

○金井伸夫議員 それから、上昇要因のほうで介護報酬の地域区分の改定ってあるんですが、

5級地から4級地に改定されるということですが、来年度改定ということで、この時期に改定する理由、また、改定される理由が何かあればお聞きします。

○吉田武司議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 第7期計画につきましては、近隣市におきましても和光市と志木市と新座市が5級地、朝霞市が4級地でした。本来であれば、和光市は2級地に該当する地域でございますので、本来であれば16%の加算ができる地域ではございましたけれども、ずっと5級地ということで推移してきたわけでございます。この時点で4級地に変更ということで2%がプラス加算するわけでございますけれども、加算することによって介護事業所に入る収入が増えることによりまして、介護人材への育成なり確保、そういったことにもつながるということのメリットもございますので、今回第8期から4級地のほうに変更させていただいたところでございます。

○吉田武司議長 金井議員。

○金井伸夫議員 そうすると、本来であれば2級地だということなんですけれども、その本来の級地にするということは考えていないんですか。

○吉田武司議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 介護報酬が上がるということになりますと、利用される方、サービス費のほうも当然その分跳ね返ってまいりますので、急に上げるということではできませんので状況を見て、また、給付の状況を見ながら級地変更については慎重に判断していきたいと考えております。

○吉田武司議長 金井議員。

○金井伸夫議員 ということは、今まで5級地でやってきたということは、介護保険料を抑えるために、それだけではないかもしれませんが、そういう主な要因で抑えてきたというようなことがあるわけですか。

○吉田武司議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 おっしゃるとおりで、級地を上げることによりまして介護保険料、第1号被保険者の方が負担する額も増えてまいりますので、そういったことも勘案いたしまして5級地ということで。

○吉田武司議長 金井議員。

○金井伸夫議員 それでは、下の地域包括支援センター運営費の費用負担の変更ということで、この運営費の費用がアップする理由と、それから、括弧の一般会計繰入金1億円のマイナスなんです、これは1年当たり1億円のマイナスということで、3年間でいうと3億円のマイナスを予定しているということではないのでしょうか、その2点お聞きします。

○吉田武司議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 この1億円につきましては、あくまでも単年度での金額になりますので令和3年度、令和4年度、令和5年度について、まだ予算がどうなるかわかりませんので、

取りあえず令和3年度につきましては繰出金、一般会計からの繰入金が1億円減額ということになっております。

○吉田武司議長 金井議員。

○金井伸夫議員 それから、この地域包括支援センター運営費がアップする理由をお聞きします。

○吉田武司議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 これにつきましては、一般会計からの繰入金がなくなったことによりまして、特別会計のほうでその分を負担することによりまして上昇するものでございます。

○吉田武司議長 金井議員。

○金井伸夫議員 地域包括支援センターの運営費がアップするというので、先ほど御説明受けているんですが、そうすると、この地域包括支援センター自身の運営費がアップするということではないんですか。

○吉田武司議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 以前も包括支援センターの委託料につきましては、一律で1人500万円の5人分の2,500万円ということで委託料としてお支払いしてきたわけですが、その金額の中では各包括支援センターのほうでは赤字になってしまう。とてもこれ以上は運営できないというような御要望もございましたので、各包括支援センターから適正な見積価格を聴取いたしまして、それに合わせて委託料のほうも増額をさせていただいているところでございます。

○吉田武司議長 金井議員。

○金井伸夫議員 そうすると、1カ所当たり2,500万円の委託料だったのが、1カ所当たり幾らアップすることになるわけですか。

○吉田武司議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 それは各包括支援センターによってまちまちでございまして、一概に幾らということは申し上げられませんが、その金額よりは各包括支援センターは若干増額になってきております。

○吉田武司議長 金井議員。

○金井伸夫議員 くどいようですが、1件当たり平均でどのくらいアップするのかというのは、数字把握されておられませんか。

○吉田武司議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 今、具体的に手元にはございませんけれども、まだ令和3年度の予算も確定はしておりませんので、一律と言われても、それぞれ各法人の給与所得とかもございまして、一概に一律幾らと、平均幾らというようなことは申し上げることは難しいかと思っております。

〔「分かりました」という声あり〕

○吉田武司議長 熊谷議員。

○熊谷二郎議員 11ページで質問します。

第7期、第8期で、第8期で857円と、前期で過去において一番値上げ幅が大きいんですけども、この内訳のところそれぞれ隠れていますが、第7期では法定負担分や市町村特別給付分、それから、地域包括支援センター運営費分、それから、上昇要因はいいとして、その内訳のところ第7期は幾らだったかお示しいただけたらと思います。

○吉田武司議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 第7期の保険料月額が4,598円でしたが、この内訳でございますが、法定分が4,292円、特別給付分が306円となっております。

○吉田武司議長 熊谷議員。

○熊谷二郎議員 この地域包括支援センター運営費分381円は変わらないということですか。

○吉田武司議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 地域包括支援センター運営費分につきましては、第7期までは一般会計からの繰入金で賄っておりましたことから、基準月額のほうには含まれておりません。

○吉田武司議長 安保議員。

○安保友博議員 今のところの関連なんですけれども、一般会計の繰入れから特別会計のほうに移るということで、これまでかなり和光市としては総合事業、介護予防に対しての重症化予防に対しての取組をなされてきたかと思うんですけれども、今回のこの措置によって、結果として、そういう事業自体がなくなったりとか減少したりとかということがないのかについてはいかがでしょうか。

○吉田武司議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 基本的には従来の介護予防事業等を継続した上での算定となっておりますことから、事業の規模の縮小などは発生する予定はございません。

○吉田武司議長 安保議員。

○安保友博議員 それは、各事業を行っているところに確認は取っていますか。

○吉田武司議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 介護予防事業につきましては、あくまでも市から各事業者と業務委託契約を結んで事業を実施していただいているところでございますので、その各事業者に対してその事業の内容なり規模の拡大、縮小といったような話については、しているところではございません。

○吉田武司議長 安保議員。

○安保友博議員 そうすると、改めて確認ですけれども、サービスの低下はこれによって起こらないということで間違いはないですか。

○吉田武司議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 低下することは起こらないと想定しております。

○吉田武司議長 齊藤克己議員。

○齊藤克己議員 今、一般会計繰入金の関係なんですけれども、減額ということで1億円、これは最終的には運営費が特別会計のほうで負担するという形になるわけなんですけれども、一般会計繰入金の減額を受け入れたその要因というのはどういったところなんでしょうか。

○吉田武司議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 先ほども御説明をさせていただいたところでございますけれども、現在、和光市の財政調整基金の残高が9,000万円弱といったような非常に厳しい状況の中で、これ1億円減額した結果、こうなっておりますので、従来どおり1億円がプラスになった場合には、一般会計からのほうからもう繰入れすることができないような状況となっておりますことから、やむを得ず、こういった状況で介護保険のほうで負担するような形を取らせていただいたところでございます。

○吉田武司議長 齊藤克己議員。

○齊藤克己議員 そうすると、今回、今年度コロナですとか、いろいろな影響等あるんですけども、単年度の影響ではなくて3カ年、要は形で一般会計を繰入れを少なくした形で基金のほうを積み入れ、財政を、調整基金のほうを残高を増やしていくというような判断ということによろしいんですかね、そういう形でやっているということですか。

○吉田武司議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 その財政調整基金については財政当局のほうで、またいろいろな考えあるかと思えますけれども、今回につきましては、一般会計の繰入れするのは財政的に無理だということで介護保険特別会計のほうで負担するという形を取らせていただいているところでございます。

〔「分かりました」という声あり〕

○吉田武司議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上にて質疑を終結します。

休憩します。(午前11時58分 休憩)

再開します。(午後1時00分 再開)

皆様に申し上げます。

本日、午後2時から特別委員会が入っておりますので、全協のほうは1時40分をめどに行いたいと思います。

なお、審議が尽くされない場合は、特別委員会が2時間を予定していますので、その場合、4時半からの再開になることを御了承願いたいと思います。

では、皆さん、審議のほうよろしくお願いをいたします。

次に進みます。

国保ヘルスプランの策定について説明願います。

川辺保健福祉部長。

○川辺保健福祉部長 それでは、続きまして、和光市国保ヘルスプラン（案）について御説明をいたします。

○吉田武司議長 渡部健康保険医療課長。

○渡部健康保険医療課長 よろしく申し上げます。

それでは、早速資料に基づきまして説明をさせていただきます。

1 ページをおめくりください。

国保ヘルスプランにつきましては、平成29年に作成しまして平成30年度からの国民健康保険運営についての指針とするために策定してきたものです。レセプトデータですとかKDB、これを活用して当市の国民健康保険の被保険者状況、財政分析、医療費分析などを行いながら課題等を洗い出し、今後の対応等を検討しているものであります。

令和3年度からの今回の計画の基本理念としましては、健康寿命の延伸と安定的な国民健康保険運営の実現としております。

内容としましては、3つの計画で構成されておまして、医療推計から今後3年間の保険税率の設定を行う国民健康保険事業計画、医療情報から保健事業を組み立てる、いわゆるデータヘルスと言われます国民健康保険保健事業実施計画、あとは今後の特定健康診査・保健指導の進め方を検討する特定健康診査等実施計画となっております。

次のページです。

当市の国民健康保険の現状としましては、1人当たりの医療費が増加傾向にある一方で、被保険者の減少によりまして保険税収入は年々減少している状況がございます。また、国民健康保険特別会計におきましては一般会計からの法定外繰入れ、これを行っていることが課題として挙げられます。

次のページでございます。

今回のプランは、レセプト等の状況を分析しておまして、そこから健康課題を挙げております。特に再発を繰り返し、医療費が高額となる脳血管疾患、これにつきましては高血圧ですとか脂質異常症と因果関係があることが分かっております。

次のページです。

これらに対応するための取組として、資料には3つの点を挙げさせていただきました。生活習慣病リスク改善対策、特定保健指導、糖尿病性腎症重症化予防対策事業の3つでございます。

次のページです。

さらに、現状を踏まえて将来推計を行っております。まず、被保険者の数、被保険者数でございますが、今後、令和4年度から御存じのとおり団塊の世代が後期高齢者に移行することから、令和4年から令和6年にかけて大きく減少するということが予想されております。

次の7ページでございます。

次に、医療費推計につきましては、1人当たりの医療費、これは折れ線グラフのところでご

ございますが、やはり年々増加する見込みであります。しかし、先ほどの被保険者数の減少を受けまして医療費の総額につきましては、令和6年度にかけて減少していくと想定しております。

なお、先ほど説明した保健事業等を実施することで、この医療費の伸びを抑制していくということに保険者として努めてまいります。

これらのことを踏まえて、次のページでございます。

今後の国民健康保険運営についての方針を示しております。

1つ目は、3カ年に一度、保険税率の見直しを行ってまいります。当市では平成29年度に国民健康保険条例を改正し、3年に一度、保険税率を定めた国民健康保険事業計画を見直すこととしており、来年度以降の保険税率について現在、検討しているところでございます。

2つ目は、医療費分析等の結果を受けて効果のある保健事業等を実施してまいります。医療費の伸びの抑制については、県へ支払う納付金の伸びを抑えるとともに、被保険者の方々の負担軽減へとつながってまいります。

3つ目でございますが、法定外繰入れの削減を進めてまいります。埼玉県国民健康保険運営方針においては、令和9年度までに法定外繰入れを解消することを原則としておりまして、当市におきましても解消、削減を進めていく必要があるというところでございます。

4つ目でございますが、財政調整基金を一定額確保してまいります。現在約13億円の国民健康保険財政調整基金を有しておりますが、令和3年度からの3年間につきまして基金を取り崩して対応していくこととなりますが、国民健康保険はこの3年間以降の令和6年度以降も続く制度でございます。今回の検討は令和3年度から令和5年度までの3年間についてでございますが、次回の3年間も見据えた運営とするため、令和5年度末に一定額の基金残高を確保するものとしております。

次のページでございます。

次に、納付金、保険税必要額でございます。平成30年度の国民健康保険改革によりまして、市が負担する保険給付費につきましては、県が交付金として全額補填していただくこととなりました。一方で、市は納付金を県に支払うこととなります。この納付金ですが、医療費を算定の基礎としておりますので、1人当たり納付金については増加していくもの見込まれますが、納付金総額につきましては、先ほどの医療費と同じで、この数年は若干減少していくものと考えております。この納付金を基本として、加算項目、減算項目を考慮して、保険税として集めるべき保険税必要額というのを、一番下のところでございますが、算出しております。この必要額について、どのような財源構成で運営していくかということを検討する必要があります。この財源として、被保険者の方の保険税、法定外繰入金、財政調整基金からの繰入金ということとなります。

次の10ページでございます。

令和3年度からの税率設定における考え方、方針は次のように定めさせていただきました。

1つ目は、税率改正については被保険者の方々の負担を考慮して約7%の増加となるよう税

率改正を実施いたします。

2つ目は、不足する財源の全てを被保険者の方々に負担を求めるのではなくて、被保険者の方々の負担の軽減のため法定外繰入れ、これを一定額繰り入れてまいります。

3つ目は、税率改正及びこの一定の法定外繰入れで不足する部分につきましては、財政調整基金を活用してまいります。

次のページでございます。

この考え方に基づいて試算した結果、税率、税額につきましては次のようなものとなっております。

なお、税率等については3年ごとの改正ということになりますが、課税限度額につきましては地方税法施行令の改正に合わせて改正を目指してまいります。

次の12ページでございます。

今後3年間の財政推計です。保険税必要額について保険税、法定外繰入金、基金繰入金で対応してまいります。

次の13ページ、税額のシミュレーションです。給与収入世帯、年金収入世帯についてモデルケースとして示しております。

最後になりますが、資料の2を御覧ください。

今後の財政推計です。令和3年度からの3年間につきましては、今回増加率を7%としております。試算では、この令和5年の下のところでございますが、一番下でございますが、年度末には5億円強の基金残高となりまして、この基金残高をもって次期の令和6年度からの3年間に活用してまいります。この場合、令和6年度からの単純な増加率では32%となっております。今回の改正につきましては、法定外繰入金を削減しつつ、後年度の過度な負担とならないよう1人当たりの保険税を7%増加させることといたしました。不足分につきましては、基金の繰入金で賄いますが、保険者としてさらなる税収の確保、公費の獲得、保健事業による納付金の抑制等に努めてまいります。

最後となりますが、この案につきましては、国民健康保険の運営協議会を中心に検討を重ねてまいりました。また、現在パブリックコメントを実施しておりまして、18日まで受付を行っております。昨日は市内2カ所で説明会を実施いたしました。次回は今度の日曜日に中央公民館で実施いたします。

説明は以上となります。

○吉田武司議長 以上で説明が終了しました。

質疑のある方は挙手願います。

鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 3ページのところの国民健康保険の現状というところで、1人当たりの医療費が増加していく一方、被保険者数の減少等により保険税の収入が年々減少していくということなんですけれども、その減少していく中で、今回法定外繰入れが単年度で1億5,000万円、

それで3年間、1億5,000万円、1億5,000万円、1億5,000万円ということなんですけれども、前回は2億5,000万円、1億円を下げたという理由というか、そこら辺はどういう理由なんですか。

○吉田武司議長 渡部健康保険医療課長。

○渡部健康保険医療課長 法定外繰入れにつきましては、先ほども御説明させていただきましたが、国、県の方針としまして法定外繰入れ、これをなくしていく、削減していく、解消していくというような大前提がございます。特に、県につきましては令和9年度までには全て全市町村で、県下の全ての市町村で解消ということをしておりますので、今回のこの第2期の事業計画でゼロということも考えましたけれども、そうすると、やはり被保険者に求める保険料率が非常に高くなるということもございまして、今回1億5,000万円ということになりました。

また、一般会計からの法定外繰入れなんですけれども、一般会計が非常に厳しいという状況は、恐らく介護のほうでも説明があったと思います。非常に厳しい中で国民健康保険の被保険者、今、人口で大体2割を切っているんですね。そのために市民全体の方に負担をお願いするという部分で、負担の公平性ということも考えながら今回は1億5,000万円という形で今、財政との調整をさせていただいているところです。

○吉田武司議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 それで、基金のほうは前年度に比べたら大幅に入れてくれているのかなと感じるんですね。

今後の見通しというのが、令和9年度に法定外繰入れは解消していくという国の方針で、それは致し方ないのかなというか、そういう方針だというのは分かるんですけれども、それが果たしてゼロになったときに、国民健康保険運営というのが本当に大丈夫なのかなというのがすごい不安と心配があるんですけれども、そこら辺は仮にこれが法定外繰入れがゼロになった場合というのは、どれほど上がってしまうものなんでしょうか。

○吉田武司議長 渡部健康保険医療課長。

○渡部健康保険医療課長 資料2のところの財政推計を見ていただきたいと思いますが、現在、例えば今の状況で、支出に充てる財源というのは保険料と法定外繰入れと基金の繰入れというのがあるんですけれども、保険料だけで考えた場合は49%上昇させないと財源が確保できないという形になります。それを今回は1億5,000万円の法定外、残りの部分を基金繰入れという形で、3年間で約10億円使っていくわけですけれども、これ以降ということであると、令和6年度につきましては、法定外繰入れを今ゼロという形で計算しておりますが、当市の場合はまだ基金の残高がございますので、これを活用させていただいて残りを保険料という形にしますと32%という形で、今は増額という形になるのかなというふうにシミュレーション上はなっております。

○吉田武司議長 熊谷議員。

○熊谷二郎議員 10ページの方針の部分で、1人当たりの保険税が約7%増と定めてあるんですが、これは前回、平成29年度から平成30年度の第1期に入るときには5%増で抑えていただいたわけですね。それで、今回は5%同様程度というよりも、結果的に7%増にしたのか、それとも7%増程度でということと試算していったのか、その点伺います。

○吉田武司議長 渡部健康保険医療課長。

○渡部健康保険医療課長 これまでの運営協議会の議論におきましては、5%のところから段階的に15%のところの例を示させていただきまして検討させていただきました。当然、被保険者の増加幅は抑えようというところはあったんですけども、そうしますと、先ほどのこの資料2のところで見えますと、令和3年度、令和4年度、令和5年度については3%、5%でもやっていけるだろうというところがあるんですが、次の令和6年度以降、これが非常に増加率が大きくなって回っていかないんじゃないかというところがありました。ということで今回は一定の御負担を求めていこうという形で御意見を頂きまして、最終的に今回は7%でいこうという形で運営協議会で協議してきたところです。

○吉田武司議長 熊谷議員。

○熊谷二郎議員 11ページのところで、均等割については、いわゆる子供に関わっては、これは検討されたのかどうか。子供へは負担させないということではないと思うんですね。従来どおりなのか。それとも第3子以降は廃止していくとか、そういった検討結果はどうなったのか伺います。

○吉田武司議長 渡部健康保険医療課長。

○渡部健康保険医療課長 前回の税率改正、3年前のところからそのような意見を頂いて、他市でも始めたところがあったところなんですね。今回、国のほうで動きがありまして、今後の法律、法改正を行って、この均等割の部分、未就学児については半額にするというような、案というか考え方が出ております。これが実施されれば第3子といわなくても第1子のところから減免できますので、そういったものはまた制度が始まれば、それは財源が確保されてきますので、条例を改正して当市も実施していくというようには考えております。

○吉田武司議長 金井議員。

○金井伸夫議員 3ページのところの2番目の入院医療費と外来医療費の割合について書いてあるんですけども、これそれぞれ例えば循環器系疾患だったら、具体的に病名としてはどんな病名が多いのか、入院医療費と外来医療費のそれぞれについて説明していただけますでしょうか。

○吉田武司議長 渡部健康保険医療課長。

○渡部健康保険医療課長 まず、この入院のところでございますが、循環器系の疾患というところは、例えば脳梗塞、あとは心筋梗塞、大動脈瘤ですとか、そういった脳ですとか心臓の病気、これが循環器系疾患という形で、入院でいいますと、これが20%ぐらいを占めております。次が新生物ということで、がんですね。入院外のところでいきますと、ここでいうと外来のと

ころですね。内分泌というのは、これ一番多いのは、例えば糖尿病ですとか、そういったところになります。内分泌のところでは糖尿病、あとは脂質異常症ですね。そこら辺がこの大分類なんですけれども、小分類というところで8%とか4%という形で占める割合が多くなる。あとは2位以下が新生物ということで、また、がんが上がってきているというようなどころが主なものということになります。

○吉田武司議長 金井議員。

○金井伸夫議員 新生物、がんということですが、費用として多いがんというのは、主にどんながんになりますか。

○吉田武司議長 渡部健康保険医療課長。

○渡部健康保険医療課長 件数と金額で違うんですけれども、金額でいきますと、この新生物、入院につきましては肺がんですね。肺がんというのはなぜ高いかというと、オブジーボという、数年前に非常に効くという薬なんですけど、1年間で3,500万円ぐらい医療費がかかるというような高額な新薬ができたというところで、若干金額を押し上げているというようなどころがあるのかなと感じています。

外来のがんは、こちらも通院でもオブジーボは使うことができますので、肺がん、乳がん、あとは前立腺がんというのがパーセントとしては多いものです。

〔「分かりました。どうも」という声あり〕

○吉田武司議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ以上にて質疑を終結します。

中蔦企画部長。

○中蔦企画部長 ただいま一連の審議の中で一般会計繰入金についての御答弁があったと思いますが、その答弁の中で財政調整基金の取崩し後の現在高、具体的な数字もちょっと示されたんですけれども、現在御承知のとおり令和3年度の予算編成中ということでございまして、まだまだ未確定の部分がございます。厳しい財政状況というところでは変わりはないんですけれども、これから令和3年の3月補正も控えているということでございまして、基金残高についてはまだ流動的であるということをお承知おきいただきたいと思っております。

○吉田武司議長 次に進みます。

新型コロナウイルスワクチン住民接種事業について説明願います。

なお、この案件は説明のみとしたいので御了承願います。

川辺保健福祉部長。

○川辺保健福祉部長 皆様、既に御存じのことと存じますが、来年度、令和3年度から新型コロナウイルスのワクチン接種、住民接種が本格的に始まる予定となっております。円滑な接種開始に向けて、今年度から準備に取りかかる必要がございます。本日は、その準備に要する補正予算について説明をさせていただきます。

○吉田武司議長 阿部健康保険医療課主幹兼保健センター所長。

○阿部健康保険医療課主幹 それでは、お手元の資料に沿って御説明申し上げます。

資料のタイトルのところに、国庫補助金の名称を示してございます。令和2年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業ということで、今回は年度末までに接種を実施することができる体制をつくるということで100%の補助率である、この補助金を活用して事業を実施するものでございます。

それでは、お手元の資料1枚おめくりいただきたいと存じます。

こちらにつきましては、住民接種に関しては報道のほうが先行してございましたが、10月末に最初の国の通知が来まして、和光市では11月から準備作業、事業者との調整であるとか様々なシミュレーション、これらを重ねてきてございます。このお手元の資料は11月に作成したものを随時アップデートしてございますので、一部状況が変わっているものもございまして、御承知おきいただきたいと存じます。

こちらのページの一番上の予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律ということで、こちらが法律改正により施行されまして、住民接種が市町村長が実施主体、つまり市町村、自治体が接種を行うということが定められてございます。

その下の段に、市町村の業務ということで主なものを列挙してございますが、こちらにつきましては、今、申し上げた予防接種法に基づく法定受託事務ということで、全国の市町村が一律に事務を行うものとなっております。赤字で、経費は補正予算により対応とお示ししてございますが、今回の補正は準備経費が該当するものでございます。この後、実際の接種経費につきましては当初予算に載せていくというふうな形になってございます。

それでは、1枚おめくりください。

こちらには、今回の補正予算の規模をお示ししてございます。先ほど申し上げました国の補助金、こちらは100%の補助率で対応するというので、歳入歳出ともに4,511万2,000円を計上しているものでございます。歳出につきましてはお示しのとおりですが、主なものとしましては需用費で1,100万円ほど、こちらは接種に用いる消耗品であるとか接種券の印刷ですね、こういったものを計上してございます。それから、次に大きなものとしては委託料3,100万円ほど計上してございますが、これは既存の予防接種に用いるシステムの改修が必要になります。また、実際にコールセンターであるとか、あと予約の受付をするようなセンターも必要になってございます。そういったものの委託料ということで今回計上し、合計4,511万2,000円といったものを計上してございます。

今回、こちらの予算につきましては、専決処分ということでやらせていただきたいと考えておりますが、主な理由は2点ございます。

1つは、先ほど来、申し上げていますように、今回法定受託事務ということで全国規模で行われるものでございます。こちら実際に動き始めますと、早い段階で事業者であるとか、それから資材、こういったものを押さえる必要がございます。なので、早い段階での予算が必要だ

ということが、まず1点ですね。

もう一点につきましては、国が示す工程では、報道等で御案内のとおり2月末から医療従事者への接種が始まります。これは埼玉県が調整することになりますが、続けて3月上旬には優先接種者として高齢者の接種の接種券、クーポン券を送付することとされてございます。ただし、ワクチンの接種時期は現在の段階ではまだ未定です。接種のための券を3月上旬に送ることが工程で示されているということですので、ここから逆算していきまると、システムの改修を含めて3月の定例会で仮に先議をいただいたとしても、なかなかこれは間に合わないといったところがございますので、専決処分をさせていただければと考えているものでございます。

では、1枚おめくりください。

こちらは実施の体制のイメージということでお示ししてございますが、先ほど来お示ししているように、市から市民に対して通知をお送りします。これが先ほど申し上げた3月上旬が予定されています。それで通知をお送りして、医療機関等において接種を行うといったところで、報道等でもお示しがありますが、優先接種の対象者は現在のところ高齢者と基礎疾患を有するものということでございますので、現在の試算では高齢者が約1万5,000人程度、それから、基礎疾患を有する方というのが5,700人程度ということが見込まれているところでございます。

では、もう一枚おめくりいただきたいと存じます。

こちらの図は、和光市における事業の実施方針、接種の方針をお示したものでございます。予防接種につきましては、医療機関等で行う個別接種、それから、施設とか病院等で行う、人を集めて行う集団接種と、この2つに大別されますが、和光市では集団接種を中心に実施していきたいと考えております。これはいかに短い期間で、より多くの方々に接種を行っていくということが今回求められるものでございますので、保健センター、今年3月末には移転しますので、例えば旧保健センターを利用した常設会場の設置ですとか、そういったことも念頭に置きながら、公共施設を中心に実施していくと。さらには施設集団接種ということで小・中学校、大体こちらが人数にすると6,000人ぐらいいるんですけども、こちらも学校で集団接種を実施していきたいと考えてございますので、集団接種を中心にやっていくと。こちらに関しては、医師会との連携が必須ではございますけれども、幸いにも医師会の和光支部の先生方は、今回の住民接種を我が事と捉えていただいておりますので、非常に積極的な協力を申し出てくださっておりますので、ここにお示ししているように業務委託と医師会の協力を併せて効率よく集団接種を中心に住民接種を行っていきたいと考えているものでございます。

では、次のページをおめくりください。

こちらにつきましては、ワクチンの開発状況、こちらをお示ししているのは11月の段階の内容でございます。ワクチンの開発状況ですとかワクチンの配分の見込み、こういったことに関しては、我々も報道以上の情報は持ち合わせてございません。ですので、こちらに関しては、

今後の国からの情報等を受けて適切に対応してまいりたいと考えております。

その下のところが、今回の補正の内容ということで、接種のために必要な体制を整えるということで10分の10の補助金を活用していくということでございます。

それでは、最後のページ、御覧ください。

こちらは想定されるスケジュールということで、幾つかの想定に基づいた大まかなスケジュールをお示ししてございます。

まず1つが、先ほども申し上げておりますが、2月の下旬から優先接種対象者、このうちの医療従事者への接種が2月下旬から始まります。それから、②ですね、3月上旬から高齢者への接種券の交付が始まる。そして、3番目の想定としては、優先接種対象者以外の一般の方々の接種が5月中旬以降に開始されるという想定の中で、このスケジュールをお示ししておりますが、今回、補正予算で計上するものについては、このスケジュール表の中の左半分ですね、12月から3月までの体制を整備する部分に係る費用ということでございます。4月以降の部分については、先ほど申し上げましたように、接種に要する費用につきましては当初予算で計上していくということになります。当初予算の扱いに関しましては、各市でも苦慮しているところでございます。

参考までに申し上げますと、今回、接種費用に関しては国から示されている交付基準額というのが、1回当たりの接種で2,070円というのが国の補助金の交付基準額となっております。今回のワクチンは2回接種するということになっておりますので2,070円に消費税を加えて2回接種して、8万5,000人の市民が仮に全員受けたとしたとして3億8,700万円程度、これが単純計算で費用が必要になってくるというようなことになってございます。ただ、今の段階では情報が全て出そろっているわけでもございませんので、支出の内容を詳細に積み上げることが難しいということでございますが、仮に2月にある程度の情報が出そろったにしても、3月定例会に間に合うかどうかといったところでございますので、4月以降の接種に要する部分につきましては、改めて試算が出来次第、また、お示しして協議させていただければと思っております。

説明は以上でございます。

○吉田武司議長 以上で説明は終了しました。

この件については説明のみといたしたいので御了承願います。

その他、各議員から何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の協議事項はこれにて終了しました。

記録につきましては、正副議長に一任願います。

以上で全員協議会を閉会します。

午後 1時28分 閉会

議 長 吉 田 武 司

副 議 長 待 鳥 美 光